

【法令名称】中国(上海)自由貿易試験区における銀行業監督管理に関する事項の中国銀行業監督管理委員会の通知

【発布機関】中国銀行業監督管理委員会

【発布番号】銀監発[2013]40号

【発布日】2013.09.28

【実施日】2013.09.28

【時限性】現行有効

【効力等級】部門規範性文書

【全文】

各銀監局、各政策性銀行、国有商業銀行、株式制商業銀行、金融資産管理会社、郵政貯蓄銀行、中国銀行業監督管理委員会が直接監督管理する信託会社、企業グループ財務会社、ファイナンスリース会社 宛

中国(上海)自由貿易試験区建設に関する中国共産党中央委員会、国務院の決定に基づき、国務院の同意を得て、自由貿易試験区内の銀行業監督管理関連事項について以下の通り、通知する。

一、中資銀行が区内に進出し発展することを支持する。全国型の中資商業銀行、政策性銀行、上海地場銀行が区内において支店又は営業拠点を新設することを認める。区内の既存銀行拠点を支店又は出張所に格上げすることを認める。区内に増設又は格上げされた銀行の分支機構は年度新規追加拠点計画の制限を受けない。

二、区内においてノンバンク金融会社を設立することを支持する。区内において条件に合致する大型企業グループの企業グループ財務会社を設立することを支持する。条件に合致する発起人が区内においてオートファイナンス会社、消費者金融会社の設立を申請することを支持する。上海管轄内の信託会社が区内に移転し発展することを支持する。全国型の金融資産管理会社が区内において分公司を設立することを支持する。ファイナンスリース会社が区内において専業の子会社を設立することを支持する。

三、外資銀行が区内に進出し経営することを支持する。条件に合致する外資銀行が区内において子会社銀行、支店、営業拠点及び中外合弁銀行を設立することを認める。区内の外資銀行の出張所を支店に格上げすることを認める。区内の外資銀行の駐在員事務所を

支店に格上げし、及び外資銀行の支店が人民元業務を取り扱える年数制限の要求を適切に短縮させることを研究しこれを推し進める。

四、民間資本による区内の銀行業への進出を支持する。条件に合致する民間資本が区内においてリスク自己責任の民間銀行、ファイナンスリース会社及び消費者金融会社等の金融機関を設立することを支持する。条件に合致する民間資本が中資、外資金融機関に出資し、区内において中外合併銀行を設立することを支持する。

五、クロスボーダー投資・融資サービスの展開を奨励する。区内の銀行業金融機関がクロスボーダー融資業務を展開することを支持する(これには、コモディティ商品トレードファイナンス、サプライチェーンファイナンス、オフショア船舶ファイナンス、現代サービス業への金融サポート、海外担保による国内向け融資、商業手形等を含むがこれらに限らない)。区内の銀行業金融機関がクロスボーダー投資金融サービスを推進することを支持する(これには、クロスボーダーM&A ローン及びプロジェクトローン、国内担保による海外向け融資、クロスボーダー資産管理及びウェルスマネジメント、不動産信託投資ファンド等を含むがこれらに限らない)。

六、区内においてオフショア業務を展開することを支持する。条件に合致する中資銀行が区内においてオフショア銀行業務を展開することを認める。

七、進出許可の方式を簡素化する。区内銀行の支店級以下(支店を含まない)の機構、高級管理層及び一部業務の進出許可事項を事前審査許可から事後報告に変更する。区内銀行の進出許可事項については「手続きのワンストップ化」を導入し、進出許可事項の時間管理制度を確立することで、進出許可手続きの効率を向上させる。

八、監督管理サービス体制を改善する。区内の銀行業の実情に合致した相対的に独立した銀行業監督管理体制を構築し、市場に密着した監督管理サービスを提供し、効果的にリスクを防止・コントロールするための方法を探索することを支持する。区内の銀行業特色の健全なモニタリング報告書体制を確立し、区内の銀行業のリスクの特徴に合致したモニタリング指標の改善を探索する。預貸率、流動性等の指標の計算プロセスと監督管理要求の最適化と調整を行う。